

（宛先）流山市消防長

住所
り災者 名称
氏名

り災物件報告書

下記のとおり相違ありません。

1 り災の概要

り災場所						
名称						
責任者						
世帯構成	氏名	生年月日	年齢	氏名	生年月日	年齢
保 険	被保険物件	契約会社名		契約年月	契約金額	摘要

- 注 1 この報告書は、消防法第34条の規定によって提出を求めるものです。提出しない場合又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条の規定によって罰せられます。
- 2 記載の要領は、家具・什器・衣類・寝具・器具・工具・書画・骨とう・美術工芸品・貴金属・宝石類・現金・商品・設備機械その他の別に順序よく、はっきり書いてください。
- 3 り災欄には、火災によって焼けた物を「焼」、火災を消火するために使用した水でぬれた物を「水」、火災でこわれた物と消火のためにこわれた物を「破」として記入してください。
- 4 この報告書は、災害のあった日の翌日から起算し、7日以内に提出してください。
- 5 この報告書を提出しない場合は、り（火）災証明証を発行しないことがあります。

